

避難行動要支援者制度のお知らせ

市では、災害時に自力での避難が困難な高齢の方や体の不自由な方が、可能な限り、隣近所の方の助け合いにより、速やかに避難できるような仕組みづくりを進めています。

避難行動要支援者制度の概要

この制度は、市内に在住している在宅の方のうち、災害発生時に自力では避難することが難しい下記に該当する避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます）が、氏名や住所などの個人情報をお知らせし、登録した個人情報を支援機関（消防・警察、民生委員、社会福祉協議会など）に対して日ごろから情報提供し、また「個別計画」と呼ばれる要支援者個人の避難計画を作成することにより、災害時の避難誘導・安否確認に役立てるものです。



- 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯
- 介護保険制度で要介護3以上の認定者
- 身体障害者手帳1、2級または3級の1種所持者
- 精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者
- 療育手帳所持者のうち、Aの判定を受けた方

避難行動要支援者の対象となる方

左記にあてはまる方のうち、災害時に自力で避難することが困難で、支援に必要な個人情報を提供することに同意した在宅の方です。
※病院・施設に入所・入院している方は対象外となります。

避難行動要支援者登録の手続き

新たに登録を希望する方は社会福祉課に所定の登録申請書をご提出ください。
登録申請書は市ホームページまたは社会福祉課窓口に設置してあります。

避難支援者とは

避難支援者の方には、災害時に要支援者の安否確認・情報伝達・一緒に避難するなどの支援をしていただきます。
ただし、あくまで避難支援者は任意の協力であり、災害の規模や時間帯によりさまざまなケースが考えられることから、制度に登録をしても、災害時の避難支援などを保証するものではありません。
また、避難支援者も要支援者の避難誘導などに関し、その責任を負うものではありません。普段からのお付き合いの中で、支援していただければ結構です。

終わりに

災害時には、市や防災関係機関が避難広報や安否確認など、さまざまな災害支援活動を行います。しかし、大地震などの大規模災害時には、公的機関の活動にも限界があり、地域住民同士の助け合いが大きな力となります。

この避難行動要支援者制度は、災害時の被害を最小限に食い止めるために、地域の連携を強めるための、地域社会の共助の精神に基づく活動です。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、自宅の家具の固定や、非常時の持出品の準備に心がけてください。
また、この制度を機能させる前提として、地域の方との連携が大切です。地域の方と普段からコミュニケーションを図り、良好な関係づくりに努めてください。



結城市にお住いの皆さんへご協力をお願いします

市では、昨年12月から避難行動要支援者個人の避難計画である「個別計画」の作成を開始しました。「個別計画」作成にあたって、要支援者1人に対して避難支援者として2人の地域の方のご協力をお願いしています。
つきましては、要支援者の方がご近所にいる場合に、民生委員が避難支援者のご協力を求めに皆さんのご自宅にお伺いすることがあります。
その際には、避難支援者を引き受けていただきますよう、積極的なご協力をお願いします。

自主防災組織を結成して地域の安全を守ろう！

災害対応では、自分や家族を守る「自助」、警察や消防などの公的な援助である「公助」とともに、地域での共同体やボランティア、企業などが助け合う「共助」の仕組みの構築が大変重要です。

大規模な災害では、専門の防災機関（消防、警察、市役所など）はすべての災害現場に向かうことが困難です。現に平成23年に発生した東日本大震災での救助救出活動の大部分は地域住民による「共助」の力によって行われました。そうした地域の力を備えて、皆さんの自治会でも「自主防災組織」を立ち上げ、自分たちのまちを自分たちで守りましょう！

～自主防災活動～



組織結成のメリット

- 地域の現状や危険場所を理解することで、安全に避難できます。
- 災害時に取るべき行動が割り振られており、迅速な対応ができます。
- 平常時の活動をとおり、地域コミュニティ向上と連帯感が生まれます。

「自主防災組織活動育成補助金」制度概要

対象者 市内自主防災組織、今年度組織結成予定の市内自治会

対象事業

対象経費	補助内容	補助対象事業経費
設立に係る経費	上限5万円	説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ・防災マップの作成、そのほか新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費 ※飲食代に関しては原則対象外となります。
資機材購入に係る経費	上限10万円 ※購入に要する経費の2分の1以内の額	メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋、井戸用ポンプ、消防用ポンプ、そのほか自主防災組織の整備に必要な資機材ならびに備蓄食糧の購入に要する経費

※1組織当たり各補助は1回に限る

※設立補助制度は今年度設立の組織のみ該当

●結成や補助制度に関して説明が必要な場合、市職員が伺いますので、下記問合先まで気軽にご連絡ください。

市防災安全課

☎34-0411

市社会福祉課

☎34-0416